

保険金・給付金をお支払いできる場合とお支払いできない場合

事例

1

災害保険金・災害死亡保険金

災害保険金・災害死亡保険金は、不慮の事故または所定の感染症により被保険者がお亡くなりになったときにお支払いする保険金です。



横断歩道を歩行中、交通事故に巻き込まれ、頭部を強く打ちその後死亡した。

○ 約款に定める「不慮の事故」に該当しますのでお支払いします。



泥酔状態で道路上に寝込んでしまい、自動車にひかれて死亡した。

❗ 約款に定める「免責事由」に該当しますのでお支払いできません。

解説

■被保険者の故意または重大な過失による事故は、約款に定める免責事由に該当するためお支払いできません。

主な対象商品

団体定期保険 無配当医療保障保険(団体型)